

現場説明書

工事名：R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 照明灯工事
工 程

1 他工事等との調整（対象 有）

- 1 本工事区间内に別途「道路工事」「舗装工事」を発注済みで、「区画線工事」「標識工事」を発注予定である。
各工事の受注者と綿密な協議を行いながら施工をしなければならない。

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他(対象 有)

本工事は、現道とバイパスとの合流点であり、現道交通に支障がないように施工を行わなければならないため、1期施工、2期施工、3期施工と計画をしている。2期施工が完了次第、バイパスに交通を変更する予定である。そのため、徳島県公共工事標準契約約款第34条の部分使用又は第39条の部分引渡しを行う。

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書（現場着手時）」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・低振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等(対象 有)

現場説明書

工事名：R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 照明灯工事
交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	5日
交通誘導警備員A	5人（交替要員無し）
交通誘導警備員B	5人（交替要員無し）

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 有)

本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名	R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 道路工事(扱い手確保型)
箇所名	阿波市阿波町西林

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

現場説明書

工事名:R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 照明灯工事

仮 設 備

1 床掘(対象 有)

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

現場説明書

工事名:R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 照明灯工事

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られる認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

12 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 有)

原則、本工事に使用するLED道路照明灯については、次表の条件を満足するものとし、施工前に設計条件に関する資料等を提出して、使用するLED道路照明灯の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法等
LED道路照明灯・ LEDトンネル照明 灯	<p>1. 「あわ産LED道路照明灯モデル事業」の実証実験により、道路照明灯として性能が確認された製品であること。 または、 2. 「とくしまオーナーLED製品」として認証された製品であること。 かつ LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(H27.3)に示す、照明器具技術仕様との適合が確認され、下記条件による性能指標・推奨値を満たすこと。 <設置条件>国土交通省 タイプf <性能指標・推奨値>平均路面輝度0.7cd/m²(平均路面照度10lx以上)</p> <p>ただし、以下の理由に該当する場合は、当該資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>①当該資材は、需要に見合う供給能力がない。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から 「当該資材を調達できない。」旨の証明書を提出すること。</p> <p>②当該資材の価格と設計単価の価格差が大きい。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上の見積書を提出すること。</p>

13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 新技術の活用について(対象 無)

16 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

現場説明書

工事名:R3吉土 鳴門池田線 阿波・阿波西林 照明灯工事

17 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>